

## 阿賀野市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月6日

阿賀野市長 田中 清善

委託した歳入の種類 及び事務	委託先の氏名及び住所	委託期間
集団健診事業負担金 の収納業務	氏名 一般財団法人下越総合健康開発センター 代表理事 笹川 康夫 住所 新発田市本町4丁目16番83号	令和4年4月13日 ～ 令和4年12月28日